

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	68,130	65,696	53,769	62,595	63,356
住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 28,935	▲ 27,442	▲ 26,094	▲ 24,456	▲ 22,730
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	39,195	38,254	27,675	38,139	40,626
標準財政規模	1,412,096	1,403,157	1,422,211	1,507,665	1,652,923
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.77%)	(2.72%)	(1.94%)	(2.52%)	(2.45%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	17,633	24,722	21,990	28,892	11,493
後期高齢者特別会計	125	257	24	21	31
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
簡易水道特別会計	3,703	3,742	4,124	3,797	182
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	60,656	66,975	53,813	70,849	52,332
標準財政規模	1,412,096	1,403,157	1,422,211	1,507,665	1,652,923
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.29%)	(4.77%)	(3.78%)	(4.69%)	(3.16%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	190,003	198,540	220,052	368,595	327,916
給食センター特別会計	2,053	2,053	2,170	2,055	1,444
地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	192,056	200,593	222,222	370,650	329,360
標準財政規模	3,673,989	3,694,040	3,832,302	4,030,672	4,293,703
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.22%)	(5.43%)	(5.79%)	(9.19%)	(7.67%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	93,281	63,777	27,593	57,910	61,687
後期高齢者医療特別会計	6,628	7,492	7,916	7,749	8,479
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公共下水道事業会計	512,325	566,508	610,618	637,652	666,989
モーターボート競走事業会計	9,920,966	12,747,787	16,626,154	22,092,687	28,435,586
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
国民宿舎特別会計	267	301	2,266	2,665	1,143
合計(2)	10,725,523	13,586,458	17,496,769	23,169,313	29,503,244
標準財政規模	3,673,989	3,694,040	3,832,302	4,030,672	4,293,703
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(291.93%)	(367.79%)	(456.56%)	(574.82%)	(687.12%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	324,356	253,335	359,116	351,758	352,283
住宅新築資金等貸付事業特別会計	68,670	36,648	39,809	53,355	70,575
学校給食センター事業特別会計	122	254	61	83	85
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	393,148	290,237	398,986	405,196	422,943
標準財政規模	2,733,245	2,723,697	2,721,954	2,821,961	2,970,947
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(14.38%)	(10.65%)	(14.65%)	(14.35%)	(14.23%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 160,551	▲ 113,181	▲ 71,695	▲ 30,795	19,994
後期高齢者医療事業特別会計	1,411	1,224	1,326	1,321	10,886
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
上水道事業特別会計	585,346	234,616	-	-	-
町立緑ヶ丘病院事業特別会計	49,007	7,752	▲ 19,843	0	0
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	868,361	420,648	308,774	375,722	453,823
標準財政規模	2,733,245	2,723,697	2,721,954	2,821,961	2,970,947
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(31.77%)	(15.44%)	(11.34%)	(13.31%)	(15.27%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	331,257	413,667	318,506	455,781	637,306
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	331,257	413,667	318,506	455,781	637,306
標準財政規模	6,932,805	7,219,384	7,168,434	7,438,485	7,849,313
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.77%)	(5.72%)	(4.44%)	(6.12%)	(8.11%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宇美町国民健康保険特別会計	▲ 8,412	▲ 21,082	116,372	5,694	374,488
宇美町後期高齢者医療特別会計	23,792	19,507	20,459	20,852	21,884
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宇美町上水道事業会計	466,674	488,616	501,006	510,419	512,380
宇美町流域関連公共下水道事業会計	48,182	0	0	0	19,758
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	861,493	900,708	956,343	992,746	1,565,816
標準財政規模	6,932,805	7,219,384	7,168,434	7,438,485	7,849,313
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(12.42%)	(12.47%)	(13.34%)	(13.34%)	(19.94%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	163,365	223,602	254,659	487,296	514,109
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	163,365	223,602	254,659	487,296	514,109
標準財政規模	3,205,449	3,244,615	3,244,516	3,424,425	3,653,267
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.09%)	(6.89%)	(7.84%)	(14.23%)	(14.07%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大木町国民健康保険特別会計	▲ 2,156	▲ 18,760	▲ 16,348	▲ 35,709	▲ 66,118
大木町後期高齢者医療特別会計	5,767	6,364	7,196	5,386	6,623
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大木町水道事業会計	897,217	925,948	971,051	975,348	866,486
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,064,193	1,137,154	1,216,558	1,432,321	1,321,100
標準財政規模	3,205,449	3,244,615	3,244,516	3,424,425	3,653,267
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(33.19%)	(35.04%)	(37.49%)	(41.82%)	(36.16%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	441,128	465,184	310,993	381,835	415,018
<small>し原処理・じん芥処理・埋立処分施設建設事業特別会計</small> 一般会計等に属する特別会計	▲ 1,849	63,763	184,894	423,593	172,502
合計(1)	439,279	528,947	495,887	805,428	587,520
標準財政規模	2,331,258	2,374,302	2,400,480	2,507,455	2,740,283
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(18.84%)	(22.27%)	(20.65%)	(32.12%)	(21.44%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業	▲ 27,336	6,758	44,948	15,187	31,080
後期高齢者医療事業	1,213	515	358	266	466
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	149,711	151,043	202,565	243,598	212,252
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	562,867	687,263	743,758	1,064,479	831,318
標準財政規模	2,331,258	2,374,302	2,400,480	2,507,455	2,740,283
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(24.14%)	(28.94%)	(30.98%)	(42.45%)	(30.33%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	340,364	275,696	298,982	450,500	670,002
住宅新築資金等貸付事業特別会計	3,338	6,056	5,921	-	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	343,702	281,752	304,903	450,500	670,002
標準財政規模	6,251,014	6,328,448	6,228,483	6,463,782	6,867,788
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.49%)	(4.45%)	(4.89%)	(6.96%)	(9.75%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業特別会計	▲ 156,677	▲ 53,339	21,067	156,599	265,270
後期高齢者医療特別会計	14,103	15,911	15,628	18,114	19,468
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	432,543	428,072	421,478	463,420	490,967
下水道事業会計	276,052	238,119	333,530	396,887	463,037
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	909,723	910,515	1,096,606	1,485,520	1,908,744
標準財政規模	6,251,014	6,328,448	6,228,483	6,463,782	6,867,788
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(14.55%)	(14.38%)	(17.60%)	(22.98%)	(27.79%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		199,684	149,313	185,350	182,860	356,618
	一般会計等	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	362	305	287	240	305
		遠賀霊園事業特別会計	7,075	5,049	7,571	8,152	5,075
		遠賀町給食事業特別会計	19	0	-	-	-
		地域下水道事業特別会計	1,861	694	0	-	-
		遠賀町土地取得会計	256	52	61	50	50
	合計(1)		209,257	155,413	193,269	191,302	362,048
	標準財政規模		4,100,473	4,134,478	4,174,290	4,393,366	4,689,940
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(5.10%)	(3.75%)	(4.62%)	(4.35%)	(7.71%)
	連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険事業特別会計	75,342	38,583	6,467	14,741	36,062
		後期高齢者医療特別会計	7,157	3,361	1,550	4,336	3,345
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
法適用企業		下水道事業会計	-	-	27,151	26,394	31,456
		宅地造成事業以外					
	宅地造成事業						
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	3,105	3,212	-	-	-	
	公共下水道事業特別会計	11,936	33,483	-	-	-	
	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計(2)		306,797	234,052	228,437	236,773	432,911	
標準財政規模		4,100,473	4,134,478	4,174,290	4,393,366	4,689,940	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(7.48%)	(5.66%)	(5.47%)	(5.38%)	(9.23%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	473,731	356,460	352,847	547,203	876,651
住宅新築資金等貸付事業特別会計	710	901	337	354	356
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	474,441	357,361	353,184	547,557	877,007
標準財政規模	8,566,967	8,721,150	8,683,717	9,147,492	9,785,421
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.53%)	(4.09%)	(4.06%)	(5.98%)	(8.96%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	14,074	▲ 70,571	▲ 1,335	▲ 89,136	▲ 120,284
後期高齢者医療特別会計	26,945	28,084	27,881	26,397	25,787
介護保険特別会計(保険事業勘定)	80,063	115,823	125,176	112,189	71,476
介護保険特別会計(介護サービス勘定)	634	1,114	270	163	4,240
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	1,348,568	1,397,975	1,372,769	1,479,892	1,600,511
流域関連公共下水道事業会計	635,527	761,380	858,077	918,183	1,005,982
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	2,580,252	2,591,166	2,736,022	2,995,245	3,464,719
標準財政規模	8,566,967	8,721,150	8,683,717	9,147,492	9,785,421
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(30.11%)	(29.71%)	(31.50%)	(32.74%)	(35.40%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	1,098,261	884,334	570,701	573,631	168,450
学校給食センター特別会計	▲ 2,653	▲ 2,166	▲ 1,766	▲ 1,269	▲ 994
住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 544,812	▲ 535,697	▲ 529,603	▲ 520,669	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	550,796	346,471	39,332	51,693	167,456
標準財政規模	4,892,192	4,812,853	4,873,252	5,021,476	5,332,966
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.25%)	(7.19%)	(0.80%)	(1.02%)	(3.14%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 540,086	▲ 524,956	64,408	15,728	61,848
後期高齢者医療特別会計	3,046	3,741	3,424	2,772	2,842
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	57,227	186,576	-	-	-
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	70,983	11,832	107,164	70,193	232,146
標準財政規模	4,892,192	4,812,853	4,873,252	5,021,476	5,332,966
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(1.45%)	(0.24%)	(2.19%)	(1.39%)	(4.35%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	307,679	322,368	356,070	358,247	553,698
住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	307,679	322,368	356,070	358,247	553,698
標準財政規模	3,144,409	3,100,489	3,099,158	3,244,875	3,547,724
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.78%)	(10.39%)	(11.48%)	(11.04%)	(15.60%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業特別会計	533	21,188	36,198	10,527	36,766
後期高齢者医療特別会計	4,358	3,508	3,959	3,330	3,253
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	413,125	383,242	357,386	312,296	324,324
工業用水道事業会計	30,301	25,414	20,645	16,401	11,735
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	4,600
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	755,996	755,720	774,258	700,801	934,376
標準財政規模	3,144,409	3,100,489	3,099,158	3,244,875	3,547,724
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(24.04%)	(24.37%)	(24.98%)	(21.59%)	(26.33%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	994,253	736,409	662,313	735,584	834,141
土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
住宅新築資金等特別会計	3,185	4,087	2,341	2,335	2,617
京都郡公平委員会特別会計	226	212	231	525	786
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	997,664	740,708	664,885	738,444	837,544
標準財政規模	8,917,362	9,390,398	9,338,425	9,794,260	9,517,574
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.18%)	(7.88%)	(7.11%)	(7.53%)	(8.79%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	▲ 289,563	▲ 320,951	▲ 187,432	▲ 93,427	▲ 26,897
後期高齢者医療特別会計	4,734	7,686	3,916	4,486	5,538
介護保険特別会計	105,656	39,484	32,183	12,336	30,542
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	1,181,230	1,217,775	1,247,336	1,310,337	1,325,787
下水道事業会計	228,498	203,319	202,987	156,579	134,352
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
苅田臨空産業団地開発事業特別会計	274,690	307,351	315,798	322,044	322,831
合計(2)	2,502,909	2,195,372	2,279,673	2,450,799	2,629,697
標準財政規模	8,917,362	9,390,398	9,338,425	9,794,260	9,517,574
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(28.06%)	(23.37%)	(24.41%)	(25.02%)	(27.62%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	96,205	59,333	46,901	72,395	575,495
住宅新築資金等特別会計	0	0	0	22	0
鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	4	0	0	0	0
鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計	5	0	0	0	0
地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	96,214	59,333	46,901	72,417	575,495
標準財政規模	4,482,600	4,650,478	4,605,074	4,761,442	5,108,807
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.14%)	(1.27%)	(1.01%)	(1.52%)	(11.26%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業特別会計	74,276	84,488	54,267	94,582	68,183
後期高齢者医療特別会計	1,585	1,490	1,809	1,330	800
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
鞍手町水道事業会計	440,991	411,506	417,483	437,129	421,828
鞍手町下水道事業会計	-	-	-	-	12,968
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	93	397	37	0	-
宅地造成事業					
合計(2)	613,159	557,214	520,497	605,458	1,079,274
標準財政規模	4,482,600	4,650,478	4,605,074	4,761,442	5,108,807
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(13.67%)	(11.98%)	(11.30%)	(12.71%)	(21.12%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	185,952	201,605	210,428	350,028	381,056
住宅新築資金等貸付事業特別会計	699	492	703	754	668
土地取得特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	186,651	202,097	211,131	350,782	381,724
標準財政規模	3,281,421	3,273,617	3,229,836	3,428,489	3,685,215
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.68%)	(6.17%)	(6.53%)	(10.23%)	(10.35%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	▲ 7,951	34,467	43,809	59,742	62,524
後期高齢者医療特別会計	1,831	1,832	1,887	1,565	2,385
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	454,657	493,004	532,947	573,952	610,058
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	635,188	731,400	789,774	986,041	1,056,691
標準財政規模	3,281,421	3,273,617	3,229,836	3,428,489	3,685,215
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(19.35%)	(22.34%)	(24.45%)	(28.76%)	(28.67%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	105,929	284,952	338,627	387,273	419,719
一般会計等に属する特別会計					
奨学資金特別会計	2,610	795	733	1,930	185
住宅新築資金等特別会計	424	595	847	1,376	1,524
合計(1)	108,963	286,342	340,207	390,579	421,428
標準財政規模	3,188,495	3,111,739	3,011,208	3,113,475	3,270,901
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(3.41%)	(9.20%)	(11.29%)	(12.54%)	(12.88%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
国民健康保険特別会計	78,223	12,994	31,050	41,779	30,621
後期高齢者医療特別会計	5,178	4,700	3,615	3,946	3,370
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
農業集落排水事業特別会計	749	1,428	444	537	526
簡易水道事業特別会計	1,036	1,217	1,473	1,724	1,130
工業等用地造成事業特別会計	-	110	4,708	10,162	125,710
合計(2)	194,149	306,791	381,497	448,727	582,785
標準財政規模	3,188,495	3,111,739	3,011,208	3,113,475	3,270,901
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(6.08%)	(9.85%)	(12.66%)	(14.41%)	(17.81%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	118,244	156,071	62,814	123,351	230,302
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	118,244	156,071	62,814	123,351	230,302
標準財政規模	2,692,127	2,693,393	2,670,100	2,794,186	2,942,098
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.39%)	(5.79%)	(2.35%)	(4.41%)	(7.82%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小竹町国民健康保険特別会計	43,447	32,175	23,945	78,043	134,760
小竹町後期高齢者医療特別会計	292	275	658	434	307
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
小竹町立病院事業特別会計	▲ 162,210	▲ 148,212	▲ 79,875	▲ 99,826	▲ 61,441
小竹町水道事業特別会計	135,248	120,657	107,651	123,111	108,787
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
小竹町農業集落排水事業特別会計	0	0	40	0	0
小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	0	0	0
宅地造成事業					
合計(2)	135,021	160,966	115,233	225,113	412,715
標準財政規模	2,692,127	2,693,393	2,670,100	2,794,186	2,942,098
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.01%)	(5.97%)	(4.31%)	(8.05%)	(14.02%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	123,124	50,777	541,657	631,144	1,594,758
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	123,124	50,777	541,657	631,144	1,594,758
標準財政規模	5,931,075	6,013,675	6,012,189	6,306,186	6,628,481
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.07%)	(0.84%)	(9.00%)	(10.00%)	(24.05%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	▲ 141,116	▲ 120,211	▲ 84,483	▲ 17,072	3,981
後期高齢者医療特別会計	3,845	13,407	2,148	1,601	2,676
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	546,189	523,300	580,385	612,013	654,725
流域関連公共下水道事業会計	136,202	179,993	181,094	229,744	250,354
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
篠栗北地区産業団地整備事業特別会計	0	0	▲ 136,021	0	0
合計(2)	668,244	647,266	1,084,780	1,457,430	2,506,494
標準財政規模	5,931,075	6,013,675	6,012,189	6,306,186	6,628,481
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.26%)	(10.76%)	(18.04%)	(23.11%)	(37.81%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	493,951	509,434	327,657	836,348	1,314,602
住宅新築資金等貸付事業特別会計	12,543	12,423	12,447	12,391	0
公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	506,494	521,857	340,104	848,739	1,314,602
標準財政規模	8,509,936	8,598,807	8,596,701	9,048,181	9,623,297
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.95%)	(6.06%)	(3.95%)	(9.38%)	(13.66%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	▲ 76,910	▲ 48,782	41,900	40,353	149,504
後期高齢者医療特別会計	25,074	26,860	26,849	26,349	28,495
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	1,868,052	1,901,849	1,905,461	1,908,516	1,951,933
流域関連公共下水道事業会計	655,027	721,353	790,151	855,765	966,958
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	2,977,737	3,123,137	3,104,465	3,679,722	4,411,492
標準財政規模	8,509,936	8,598,807	8,596,701	9,048,181	9,623,297
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(34.99%)	(36.32%)	(36.11%)	(40.66%)	(45.84%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	346,659	382,119	290,459	351,384	608,529
住宅新築資金等貸付事業特別会計	110	30	20	15	11
相島診療所事業特別会計	1,459	1,458	2,322	1,949	3,439
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	348,228	383,607	292,801	353,348	611,979
標準財政規模	6,218,156	6,340,417	6,365,347	6,747,209	7,262,089
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.60%)	(6.05%)	(4.59%)	(5.23%)	(8.42%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	8,323	11,290	11,235	32,450	61,593
後期高齢者医療特別会計	3,114	2,648	2,523	5,427	3,531
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	986,758	1,041,279	1,055,894	1,045,608	1,045,134
公共下水道事業会計	-	135,878	163,406	219,146	237,183
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
簡易水道事業特別会計	482	1,504	1,075	826	1,050
渡船事業特別会計	22,280	18,261	12,357	3,403	2,938
公共下水道事業特別会計	150,699	-	-	-	-
相島漁業集落環境整備事業特別会計	711	738	722	720	1,643
宅地造成事業					
合計(2)	1,520,595	1,595,205	1,540,013	1,660,928	1,965,051
標準財政規模	6,218,156	6,340,417	6,365,347	6,747,209	7,262,089
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(24.45%)	(25.15%)	(24.19%)	(24.61%)	(27.05%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額					
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		339,664	371,801	409,019	416,307	382,100	
	一般会計等	一般会計等に属する特別会計						
	合計(1)		339,664	371,801	409,019	416,307	382,100	
	標準財政規模		5,535,790	5,552,664	5,593,250	5,878,925	6,364,765	
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
	(黒字の比率(%))		(6.13%)	(6.69%)	(7.31%)	(7.08%)	(6.00%)	
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	5,417	6,116	66,033	6,877	4,343	
		後期高齢者医療特別会計	15,839	16,247	18,001	17,985	22,553	
	会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
	資金不足比率の算定範囲(会計別)	法適用企業	水道事業会計	427,802	433,966	486,649	590,749	657,783
			宅地造成事業以外					
			宅地造成事業					
法非適用企業		公共下水道事業特別会計	12,632	8,844	6,753	6,735	6,780	
		農業集落排水事業特別会計	2,980	3,350	3,895	3,051	2,795	
		宅地造成事業以外						
		宅地造成事業						
合計(2)		804,334	840,324	990,350	1,041,704	1,076,354		
標準財政規模		5,535,790	5,552,664	5,593,250	5,878,925	6,364,765		
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-		
(黒字の比率(%))		(14.52%)	(15.13%)	(17.70%)	(17.71%)	(16.91%)		

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	29,272	142,515	315,434	318,141	502,514
住宅新築資金等貸付事業特別会計	183	178	202	142	141
バス事業特別会計	263	350	293	255	251
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	29,718	143,043	315,929	318,538	502,906
標準財政規模	3,613,821	3,547,746	3,485,702	3,641,454	3,868,133
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(0.82%)	(4.03%)	(9.06%)	(8.74%)	(13.00%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業勘定特別会計	14,512	31,135	59,363	46,058	62,007
後期高齢者医療事業特別会計	778	987	933	615	976
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	383,011	377,482	369,859	344,381	299,813
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	428,019	552,647	746,084	709,592	865,702
標準財政規模	3,613,821	3,547,746	3,485,702	3,641,454	3,868,133
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.84%)	(15.57%)	(21.40%)	(19.48%)	(22.38%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	421,452	427,161	336,792	434,775	633,944
土地取得特別会計	4,392	4,430	4,516	4,592	4,640
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	425,844	431,591	341,308	439,367	638,584
標準財政規模	3,771,742	3,763,784	3,790,860	3,950,514	4,282,600
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.29%)	(11.46%)	(9.00%)	(11.12%)	(14.91%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	92,181	111,793	147,776	100,318	88,753
後期高齢者医療保険特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
下水道事業特別会計	0	0	0	0	0
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	518,025	543,384	489,084	539,685	727,337
標準財政規模	3,771,742	3,763,784	3,790,860	3,950,514	4,282,600
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(13.73%)	(14.43%)	(12.90%)	(13.66%)	(16.98%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	1,457,036	1,161,570	808,106	681,582	807,742
住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 210,492	▲ 185,996	▲ 154,555	▲ 149,963	▲ 131,740
奨学金貸付事業特別会計	1,179	1,707	2,235	2,420	248
椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	50	50	50	50	50
霊園事業特別会計	252	255	135	2	4
合計(1)	1,248,025	977,586	655,971	534,091	676,304
標準財政規模	5,775,918	5,675,369	5,665,996	5,799,451	6,224,954
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(21.60%)	(17.22%)	(11.57%)	(9.20%)	(10.86%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	108,867	186,524	72,016	72,368	90,532
後期高齢者医療特別会計	9,646	12,570	12,546	11,427	13,540
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	210,452	229,491	350,440	459,924	505,209
下水道事業会計	327,461	450,152	553,934	651,189	732,036
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,904,451	1,856,323	1,644,907	1,728,999	2,017,621
標準財政規模	5,775,918	5,675,369	5,665,996	5,799,451	6,224,954
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(32.97%)	(32.70%)	(29.03%)	(29.81%)	(32.41%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名	実質収支額				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計	224,960	243,434	253,617	288,244	579,530
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	14,430	15,483	14,686	15,446	25,720
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	239,390	258,917	268,303	303,690	605,250
	標準財政規模	7,414,797	7,487,796	7,518,496	7,740,316	8,200,826
	実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(3.22%)	(3.45%)	(3.56%)	(3.92%)	(7.38%)	
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国民健康保険事業特別会計	▲ 19,018	10,754	169,560	132,578	96,796
	後期高齢者医療特別会計	2,674	2,506	1,416	2,012	1,679
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足比率の算定範囲(会計別)	会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法適用企業					
	宅地造成事業以外					
	水道事業会計	430,346	325,633	396,487	446,581	493,701
	下水道事業会計	-	26,033	87,482	196,889	263,720
	農業集落排水事業特別会計	-	3,991	-	-	0
	宅地造成事業					
法非適用企業						
宅地造成事業以外						
公共下水道事業特別会計	87,962	-	-	-	-	
農業集落排水事業特別会計	6,858	-	-	-	-	
宅地造成事業						
工業用地造成事業特別会計	5,011	2,892	1,703	1,313	364	
合計(2)	753,223	630,726	924,951	1,083,063	1,461,510	
標準財政規模	7,414,797	7,487,796	7,518,496	7,740,316	8,200,826	
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))	(10.15%)	(8.42%)	(12.30%)	(13.99%)	(17.82%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	98,782	101,089	91,893	68,250	117,937
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	98,782	101,089	91,893	68,250	117,937
標準財政規模	1,367,833	1,382,643	1,398,839	1,488,745	1,635,285
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.22%)	(7.31%)	(6.56%)	(4.58%)	(7.21%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業	68	31	4,882	43,904	28,180
後期高齢者医療	424	146	670	430	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
簡易水道事業	0	97	▲ 22,372	4,314	5,561
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	99,274	101,363	75,073	116,898	151,678
標準財政規模	1,367,833	1,382,643	1,398,839	1,488,745	1,635,285
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.25%)	(7.33%)	(5.36%)	(7.85%)	(9.27%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		513,975	308,839	130,645	323,910	529,475
	一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)		513,975	308,839	130,645	323,910	529,475
	標準財政規模		2,893,810	2,942,545	2,969,431	3,126,051	3,416,066
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(17.76%)	(10.49%)	(4.39%)	(10.36%)	(15.49%)
	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	4,637	10,312	28,294	18,591	28,225	
	後期高齢者医療特別会計	5,708	5,231	5,657	5,167	5,564	
会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	443,063	487,425	515,343	553,124	556,481
		下水道事業会計	-	-	102,344	12,491	7,988
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	14,138	48,124	-	-	-
	宅地造成事業	草場地区再開発事業特別会計	1,777	4,057	43,084	33,741	0
合計(2)		983,298	863,988	825,367	947,024	1,127,733	
標準財政規模		2,893,810	2,942,545	2,969,431	3,126,051	3,416,066	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(33.97%)	(29.36%)	(27.79%)	(30.29%)	(33.01%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		344,487	188,672	94,130	172,064	473,215
	一般会計等 等に属する 特別会計	住宅新築資金等貸付特別会計	374	838	1,282	1,487	0
		広川防災ダム管理特別会計	2,161	2,466	2,953	1,408	3,511
	合計(1)		347,022	191,976	98,365	174,959	476,726
	標準財政規模		4,507,142	4,554,555	4,514,169	4,680,561	4,949,283
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(7.69%)	(4.21%)	(2.17%)	(3.73%)	(9.63%)
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般会計等 以外の特別 会計のうち公 営企業に係る 特別会計以 外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 100,683	69,823	51,487	25,923	48,279
		後期高齢者医療特別会計	15,368	16,338	7,905	7,915	8,661
	会計名(公営企業会計)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法適用企業	水道事業会計	862,869	903,339	966,671	1,043,622	1,092,126
		下水道事業会計	-	-	79,396	95,109	125,034
		宅地造成事業以外					
宅地造成事業							
法非適用企業	下水道事業特別会計	53,291	100,606	-	-	-	
	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計(2)		1,177,867	1,282,082	1,203,824	1,347,528	1,750,826	
標準財政規模		4,507,142	4,554,555	4,514,169	4,680,561	4,949,283	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(26.13%)	(28.14%)	(26.66%)	(28.78%)	(35.37%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	606,008	493,627	758,588	1,178,759	1,642,988
住宅新築資金貸付事業特別会計	9,084	12,223	6,390	8,502	12,354
公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	615,092	505,850	764,978	1,187,261	1,655,342
標準財政規模	7,302,257	7,218,249	7,089,402	7,135,857	7,426,360
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(8.42%)	(7.00%)	(10.79%)	(16.63%)	(22.29%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険特別会計	▲ 120,632	40,549	▲ 6,853	33,555	96,863
後期高齢者医療特別会計	5,135	1,062	1,038	939	942
国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 332,905	▲ 427,864	▲ 557,979	▲ 129,207	▲ 131,882
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水道事業会計	190,891	267,700	-	-	-
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	357,581	387,297	201,184	1,092,548	1,621,265
標準財政規模	7,302,257	7,218,249	7,089,402	7,135,857	7,426,360
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.89%)	(5.36%)	(2.83%)	(15.31%)	(21.83%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	386,337	390,310	331,209	394,082	618,948
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	386,337	390,310	331,209	394,082	618,948
標準財政規模	5,754,469	5,724,361	5,742,638	5,953,254	6,340,819
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(6.71%)	(6.81%)	(5.76%)	(6.61%)	(9.76%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民健康保険事業特別会計	39,104	31,329	77,254	47,099	81,861
後期高齢者医療特別会計	9,173	9,278	12,204	14,971	18,040
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公共下水道事業会計	128,088	182,694	254,622	301,218	316,857
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	562,702	613,611	675,289	757,370	1,035,706
標準財政規模	5,754,469	5,724,361	5,742,638	5,953,254	6,340,819
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.77%)	(10.71%)	(11.75%)	(12.72%)	(16.33%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		820,473	815,865	639,508	637,171	1,105,481
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等事業特別会計	▲ 123,473	▲ 115,691	▲ 107,269	▲ 84,290	▲ 68,127
		土地取得特別会計	764	764	764	764	764
	合計(1)		697,764	700,938	533,003	553,645	1,038,118
	標準財政規模		6,719,915	6,636,994	6,594,954	6,730,728	6,995,472
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(10.38%)	(10.56%)	(8.08%)	(8.22%)	(14.83%)
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	63,055	1,854	62,732	2,311	83,602
		後期高齢者医療特別会計	4,259	3,503	3,951	3,095	4,226
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	73,551	55,660	24,152	-	-
		介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	▲ 2,542	0	-	-
		介護保険事業特別会計	-	-	-	75,992	93,894
	会計名(公営企業会計)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法適用企業	水道事業特別会計	555,537	548,541	561,381	588,750	520,055
		下水道事業特別会計	-	65,389	102,099	140,187	119,594
	法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	28,789	-	-	-	-
公共下水道事業特別会計		32,585	-	-	-	-	
合計(2)		1,455,540	1,373,343	1,287,318	1,363,980	1,859,489	
標準財政規模		6,719,915	6,636,994	6,594,954	6,730,728	6,995,472	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(21.66%)	(20.69%)	(19.51%)	(20.26%)	(26.58%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

実質赤字比率の算定範囲	会計名		実質収支額				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実質赤字比率の算定範囲	一般会計		210,257	268,270	312,509	192,000	217,744
	一般会計等	奨学金特別会計	5,116	5,251	6,294	8,308	8,998
		一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)		215,373	273,521	318,803	200,308	226,742
	標準財政規模		2,051,031	2,066,018	2,095,493	2,200,233	2,364,401
	実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
	(黒字の比率(%))		(10.50%)	(13.23%)	(15.21%)	(9.10%)	(9.58%)
連結実質赤字比率の算定範囲	会計名(公営事業会計:除く公営企業)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	102,647	47,762	6,125	11,278	26,643
		後期高齢者医療特別会計	2,492	2,967	2,564	2,728	2,639
	会計名(公営企業会計)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法適用企業	水道事業会計	148,305	154,376	161,561	176,371	198,529
		下水道事業会計	-	-	59,689	98,057	104,832
		宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業						
	公共下水道事業特別会計	12,827	94,132	-	-	-	
	宅地造成事業以外						
合計(2)		481,644	572,758	548,742	488,742	559,385	
標準財政規模		2,051,031	2,066,018	2,095,493	2,200,233	2,364,401	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(23.48%)	(27.72%)	(26.18%)	(22.21%)	(23.65%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）